

「デジタル技術を活用した事務の効率化と
リモート窓口設置業務委託」
プロポーザル評価基準書

令和7年7月

目 次

1. 本書の目的	1
2. 選定の主体	1
3. 選定方法	1
4. 評価基準	1
4.1 評価項目と配点	1
5. 優先交渉権者の決定	3
6. その他	3

1. 本書の目的

本評価基準書は、「デジタル技術を活用した事務の効率化とリモート窓口設置業務委託」のプロポーザルにあたって「デジタル技術を活用した事務の効率化とリモート窓口設置業務委託提案実施要項」に基づき、提案内容等の審査、第一優先交渉権者（最高得点者）および次点交渉権者（契約候補者）の選定に必要な事項を定めるものとする。

2. 選定の主体

優先交渉権者の選定は、松江市が設置する「デジタル技術を活用した事務の効率化とリモート窓口設置業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

審査委員会は、各委員が企画提案書を審査し、公平かつ公正な判断により評価した結果を総合して、優先交渉権者を選定する。

受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

3. 選定方法

参加資格要件を満たしている提案者において、提案者から提出される企画提案書等で審査を行い、優先交渉権者を選定する。

審査にあたっては、提案書に加え実施するプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査の評価対象とする。

次項に定める評価基準により、各委員が採点を行う。これによる総合点が最も高い提案者を第一優先交渉権者、総合点が次点のものを次点交渉権者として選定する。

なお、各委員の合計得点が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者に選定しない。

4. 評価基準

4.1 評価項目と配点

各項目の評価内容および配点は以下のとおりとする。

ID	項目		評価内容	点
1	デジタル技術を活用した事務の効率化	要求事項 (内容・企画)	(1) 業務の詳細調査 ・BPR による地方自治体の業務改革、デジタル技術を活用したシステム実装などの導入実績があるか。 ・新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）※を用いた導入実績があるか。 ※旧：デジタル田園都市国家構想交付金	10
			(2) 業務の詳細調査 ・担当職員に過度な負荷が掛からない工夫がされているか。	10
			(3) 業務フローの作成と課題の明確化 ・業務フローの作成と作業工程別の作業時間等の分析の手法を具体的に提案しているか。 ・業務の課題が明確化及びその解決方法について実現性が高い提案が期待できるか。	10
			(4) システムを活用した業務運営 ・バックヤード業務を効率的に支援できる業務システムを提案しているか。	15
			(5) 庁内事務センターの構築支援 ・業務マニュアル、システムの操作研修、業務管理支援の方策が具体的に示されているか。 ・庁内事務センターの構築目的を理解し、汎用性と拡張性のある提案が期待されるか。	10
			(6) 機能要件 ・対応できない機能がいないか。代替案で対応可能なものは28 項目中何項目あるか。	5
			(7) システム導入後の効果検証と業務改善にかかる提案 ・業務改善の目的を理解し、明確なコンセプト(姿勢・方針・思想)が示されているか。	10
			提案事項	・仕様書記載内容以外で、効果的かつ魅力的な独自の提案が含まれているか。
	2	リモート窓口設置	要求事項 (内容・企画)	(1) 現状業務の調査 ・担当職員に過度な負荷が掛からない工夫がされているか。
(2) 操作画面 ・新任者を含め職員にとって直感的で分かりやすく、入力負担の少ない手法を取り入れているか。				10
(3) 機能要件 ・対応できない機能がいないか。代替案で対応可能なものは24 項目中何項目あるか。				5
(4) 利用者機能 ・市民にとって直感的で分かりやすいUI (User Interface) デザインか。何度も入力する必要がないシステムか。				15
(5) マイナンバーカードの利用 ・マイナンバーカードが利用できるシステムか。				5
(6) 管理者機能 ・新任者を含め職員にとってわかりやすく、入力負担の少ない方法を取り入れているか				10
提案事項		・仕様書記載内容以外で、効果的かつ魅力的な独自の提案が含まれているか。	10	
3	体制等	プロジェクト運営	・本業務の目標を達成しつつ投資対効果を高めていくために、「プロジェクト管理、体制・要員、打合せ・報告」はいかに行うべきかについての提案が示されているか。 ・責任者・実務経験者の配置が具体的に示され、市の要請に応じて即時・的確な対応ができる体制となっているか	15
		業務体制	・運用及び保守において、想定されるシステム障害・セキュリティ事案に精通し、トラブルが生じた場合の対応・復旧が構築されているか。	10
		ネットワーク・セキュリティ	・デジタル申請支援は IP-VPN 又は閉域回線を用いる方法であること。 ・リモート(遠隔)での相談支援は、原則、閉域回線又は LGWAN 回線を用いること。インターネット上のクラウドを用いることも認めるが、ISMAP に登録されているサービスであること。なおエンドツーエンド通信が可能(暗号化されていること)であり、翻訳データがサーバに保存されないこと。 ・アクセス制限・ログイン認証ができること。	10
4	価格	見積価格	・提案価格が適正となっているか。 【計算式】 (参加事業者のうち最も低い提案価格)／(当該参加事業者の提案価格)×40 点 ※小数点以下第1 位を四捨五入	40
5	プレゼンテーション	全体像の把握	・提案要求仕様書の趣旨を理解し将来性を考慮した有効性のある内容となっているか。 ・提案は本市のシステム環境や運用を踏まえた内容となっているか。	20
		説明内容の信頼性	・説明に曖昧さがなく、適切かつ明確な用語・表現で根拠を示すなど、信頼性のある内容か。	20
		提案内容の実現性	・提案内容に矛盾はなく、無理なく実現可能な構成であるか。 ・手続き案内種別や申請書類の追加・変更等に対応できる汎用性や拡張性を有するか。	20
		質問に対する対応	・質問に対し積極的かつ意欲的な対応をしているか。 ・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できるか。	20
合計				300

表 4.1 評価項目と配点

5. 優先交渉権者の決定

松江市は、審査委員会による選定結果に基づき、優先交渉権者を決定する。

合計得点が最も高いものが2者以上あるときは、審査委員の各評価で1位の数が最も多い者を第一優先交渉権者とする。(合計得点が最も高くかつ1位の数も同数の場合は、審査委員会の委員の合議により審査を行い決定する)

6. その他

このほかに必要な事項がある場合には、審査委員会が別途定めることとする。